

公営選挙ポスター掲示場の設置を協議

設置を予定している掲示板

公職選挙法の規定に基づき、市町議会議員及び長の選挙については、それぞれ、市町村の条例を定めることにより、公営の選挙ポスター掲示場を一投票区につき一か所以上設置することができると規定されており、現在国及び県の選挙が公営化されていることから、本町も個々のポスター掲示場について自衛の協力が得られるならばポスター掲示場を公営化したい、このことにより町の美化とも関連することから

町長から議会の意見を聞きたいとの要望があり、二月一日全員協議会を開き、協議したところ町長の要望を了承すると共に現在他市町村でもポスター掲示場の公営化が進められているところから、この際本町も候補者が各々ポスターの掲示を自衛するよう努力することとして、公営の選挙ポスター掲示場設置条例を制定することに賛成であるとの申し合せを行いました。

灯油 費重なる 暖かさ

灯油は、溶剤や発動機の燃料、ビニールハウスの保温用など工業農業を問わず広く使われています。なかでも、用途としては家庭の暖房用が最も多く、全体の七五%を占めています。

当然、灯油の需要は冬場に集中します。かといって、原油から灯油ばかりをつくるわけにはいけません。というのも、灯油は原油百リットルから一〇リットル程度——約一〇%しかとれないという貴重なものなのです。

一〇%——つまり、家庭の灯油一缶分は十缶分の原油からとれたものでは、灯油を必要だけ確保するには、それだけ大量の原油が必要になるといっていいわけです。

私たち一人ひとりのちよつとした工夫や知恵で、日本全体の膨大な量の省エネルギーにつながるのです。

大切に使う身近なエネルギー 資源は有限

私たちの暮らしは、灯油で暖をとる、炊事や洗たくをする、明かりをつける、テレビを見る——これらはすべて石油やガスや電力というエネルギーを使っています。エネルギーなしには、一日も暮らせません。しかし、エネルギー資源には限りがあります。しかも、わが国はエネルギー資源のほとんどを海外に依存しています。限りある貴重なエネルギー資源をムダなく、有効に使うよう心がけたいものです。イランなど中近東の石

石油 九九・七%を輸入

油産出国がクシャミをする、わが国はかせをひいて寝込んでしまふのが現状です。

家計の上手なやりくりは、家庭の主婦にとって、腕の見せどころです。食費をはじめ住居費、被服費、子供の教育費、娯楽費、など、毎月いろいろな必要経費の

「適正配分」——お買物の計画などに心をくだいておいでしよう。ところ、国も外国から必要なものをいろいろ買っています。食料品はもちろん木材などの原料品、金属、繊維品などの加工品——等々。その中でも、いちばん大きな買物といえは石油です。五十二年度でみますと、石油の購入代金が約六兆二千億円で、輸入総額の約三分の一を占めています。

四十八年秋以前、すなわち石油バニックで原油の値段が五倍にもはね上がる前は、輸入総額の約一五・一六%だったのですから、大きな変わりようです。

しかし、国の「財布」が軽くなくなるからといって、即座に石油の輸

五十四年度 町の総予算は およそ四十億円

昭和五十四年度の町の総予算はおよそ四十億円近い、大型予算が組まれています。

一般会計は、二十六億四千万円で、五十三年度当初に比較し、二・三・五パーセント増、予定される主な事業として、黒崎中学校の改築立小中学校の増築、板井保育所の建設柳作地区公民館建設、水増付消防車の導入、このほか例年のように道路の改良、舗装、都市下水路整備事業などが大きなところ。このほかに

○国民健康保険特別会計が、五億四千万円

○ガス・水道事業会計が、七億六千万円

○農業共済事業特別会計が、五千五百万円

と、かつてない超大型予算が編成されております。

これらについては、九日から開会される、第一回三月定例町議会が審議される予定です。

作業停電

三月二日(金)、八時三十分から正午まで——柳作全域

三月九日(金) 八時三十分から正午まで——木場下組

簡易保険は 大きな力

みなさんが加入されている、郵便局の簡易保険は全国で一兆円を突破し、資金の運用を始めてから二十五年を経過、私たちの暮らしに大きく役立っています。

学校や道路の建設、生活環境の整備をするには、町独自の財源では負担が大きいため、郵政省簡易保険局から長期借入れを行い、いろいろな事業を進めてきています。

私たちの町だけで、この借入金は一億二千万に昇っており、つい最近では、山田小学校の増改築事業実施のため、四千九百六十万円を借り受け大きな力となっています。

自治用語一〇メモ 地方交付税

地方財源保障制度の主体であり国税三税(所得税、法人税・酒税)を地方公共団体がひとしく業務を遂行するため国から交付されるお金のことで、黒崎町では昭和五十二年年度決算の場合、五億一千万円、決算額二十五億一千万円の二〇・三%を占め、町税に次ぐ重要な財源です。

ネズミ講全面禁止へ 5月11日から

開設・運営・勧誘は処罰

「二十万円出すと、五十倍以上になって返ってきますよ」——などという甘いさやきと巧妙な手口で、またたく間に全国にまん延したネズミ講。

大切な「虎の子」はもとより、加入を勧誘した友人や親類にも大きな迷惑をかけてしまった、などの悲劇があとを断ちません。

このような悲劇をなくすため、先の臨時国会で「無限連鎖講の防止に関する法律」が制定され、ネズミ講が全面的に禁止されることになりました。この法律は、昭和五十四年五月十一日から施行されます。

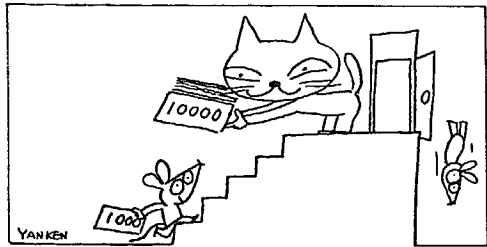
この法律には、次のような罰則が定められています。

ネズミ講とは？

講(コースなどという)に加入すると、一定金額を講の本部や先輩会員に送金することになります。

新規会員の勧誘や加入によって自分の子孫会員が一定の数になると、講元または子孫会員から、自分の出資額を上回る金銭を受け取ることができるといわれています。しかし、このしくみは、会員が無限に増え続けなければ成り立っていかないものです。

ところが、一人から二人、二人から四人、四人から八人へと文字



通りネズミ算式に会員が増える」とすると、必要な会員数は二十七段階までに一億二千万人を超え、日本の人口をオーバーしてしまうのです。会員の増加がストップすると、お先まつ時、ネズミ講そのものが行きづまり、大多数の人が必ず損をします。

勧誘の手口はさまざまで、しかも自分からは「ネズミ講です」とは決まっています。相互助け合いだつたり、仲間うちの利殖法だつたり、ネズミ講の誘いは「娯楽」を兼ねるのが常です。勧誘にはくれぐれも用心。

職業的勧誘は 三十万円以下の罰金

〔開設・運営〕

ネズミ講を開いたり、運営した者は、三年以上の懲役、または三百万円以下の罰金です。場合によっては、これら懲役と罰金が併科されることもあります。

〔勧誘〕

ネズミ講に加入することを勧誘した者は、二十万円以下の罰金になります。なかでも職業的に勧誘した者については罰も重く、一年以下の懲役、または三十万円以下の罰金です。

ガス爆発に注意 器具の点検を もう一度

最近各地で、ガスによる爆発事故が、相次いで発生し多くの死傷者や家屋の損壊など、大きな災害を引き起しています。もう一度、ガス器具の点検をしてみてください。

特にこの頃、建築技術の向上などで、昔の木造建築と異なり、自然換気のできない建物が多い上に隣同士でも干渉しない風潮が、今回、東京都内で発生した、ガス爆発事故の原因といわれています。多量のガス漏れの場合、すぐ企業課へ連絡すると同時に、一人で処理せず隣近所に声をかけ、事故を未然に防ぐよう心がけましょう。